

報告書の骨子案

1 新たな対策の適用対象

(1) 関係法令の規定等

ア 電離則での考え方

- ① 管理区域(1.3mSv/3 月、2.5 μ Sv/h 相当)に立ち入る者(放射線業務を行わない者を含む)を被ばく線量の測定及び管理の対象としている。
- ② 「放射性物質」の定義は、電離則別表で定める核種ごとの量と濃度を超えるもの(Cs-137, Cs-134については、濃度が1万Bq/kgを超え、かつ、数量が1万Bqを超えるもの)としている。

イ 除染電離則での考え方

- ① 除染特別地域等における「土壌等の除染等の業務」(土壌等の濃度には限定なし。)に従事する労働者を、被ばく線量の測定及び管理の対象としている。ただし、平均空間線量が2.5 μ Sv/h以下の地域においては、簡易な線量測定でも差し支えないとしている。
- ② Cs-134 及び 137 の濃度の合計が1万Bq/kgを超える除去土壌又は汚染廃棄物を収集、運搬、保管する業務(廃棄物収集等業務)に従事する労働者も、同様な被ばく線量測定及び管理の対象としている。

ウ 電離則と除染電離則の切り分けの考え方

- ① 電離則の改正により、電離則でいう「放射線業務」(電離則第 59 条の2に係るものを除く。)から、除染電離則で定める「土壌等の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」及び「特定線量下業務」が除かれているため、除染電離則が適用になる業務については、電離則(第 59 条の2を除く。)の適用はない。
- ② 「廃棄物収集等業務」に、除去土壌又は汚染廃棄物の処分(上下水道施設、焼却施設、中間処理施設、埋め立て処分場等における業務)の業務が含まれていないのは、これらの業務が管理された線源である上下水汚泥や焼却灰等からの被ばくが支配的であること、主として屋内で作業が行われるものであることから、除染電離則を適用せず、電離則を適用することとしたためである。

(2) 検討の対象となる業務

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物等の中間処理、最終処分等を行う以下の施設における業務

ア 上下水道施設

イ 焼却施設

ウ 破碎等施設(減容濃縮施設)

エ 中間貯蔵施設

オ 遮断型埋立施設(最終処分施設)

(3) 前回検討会でのコメント等

- ア 規制の検討にあたっては、ダイオキシンの対策要綱が参考になるのではないか。(大迫委員)
- イ 除染廃棄物等の処理施設は、仮設のものが多く、いずれ解体されることになるが、そのときの対策については検討しないのか。(大迫委員)
- ウ 「施設」の概念の整理が必要。原子力施設では、敷地の中に複数の施設があり、「施設の敷地境界」という考え方とあわない。(門馬委員)
- エ 福島県内の指定廃棄物の処分場は、空間線量率が $2.5\mu\text{ Sv/h}$ を超える場所にも設置される可能性がある。この場合の除染電離則と電離則の適用を整理してほしい。(環境省)

【骨子案】

1 適用等

- (1) 本報告書で提言する対策は、次に掲げる事故由来放射性物質(東京電力福島第一原発の事故により放出された放射性物質)により汚染された物(以下「事故由来廃棄物等」という。)の処分に係る業務を行う事業(以下「事故由来廃棄物等処分業務」という。)の事業者(以下「処分事業者」という。)を対象とする。

なお、除染電離則で定める「土壌の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」、「特定線量下業務」に該当する業務は対象としない。

ア 事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等(以下「汚染土壌等」という。)の除去、汚染の拡散の防止その他の汚染の影響の低減のために必要な措置の実施に伴い生じた土壌(Cs-134 及び Cs-137 の放射能濃度の値が1万 Bq/kg を超えるものに限る。以下「除去土壌」という。)

イ 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物(Cs-134 及び Cs-137 の放射能濃度の値が1万 Bq/kg を超えるものに限る。以下「汚染廃棄物」という。)

(注) 「放射性物質」とは、電離則第2条第2項に定める放射性物質をいう。

(注) 除染電離則は、放射線源が管理できない状況(現存被ばく状況)となっている「除染特別地域」又は「除染状況調査地域」における業務を適用の対象としているが、今回の対策は、事故由来放射性物質を管理された線源として取扱うことが可能であって、かつ、そこからの被ばくが支配的な状況(計画被ばく状況)における、それら管理された線源の処分の業務を適用対象とする。

(注) 「処分」には、最終処分(埋め立て)及び中間貯蔵(埋め立て)、さらにその一環として
の中間処理(選別、破碎、圧縮、濃縮、焼却等)が含まれる。

(注) 上下水道処理施設において発生した事故由来廃棄物等に該当する汚泥等や、焼却施設において一般廃棄物や産業廃棄物を焼却した灰が結果的に1万 Bq/kg を超えた場合で、それらを保管(貯蔵)する作業は、管理線源の処分を目的としていないため、本対策の適用対象には含まれない。また、除染に伴って発生した除去土壌又は汚染廃棄物を除染現場で仮置き(保管)する業務も、管理線源の処分を目的としていないため、本対策の適

用対象には含まれない。

- (2) 除染電離則の適用地域（汚染対処特措法で定める「除染特別地域」又は「汚染状況調査地域」。以下「除染特別地域等」という。）における本対策の適用については、以下の点に留意すること。

ア 除染電離則上の「土壌等の除染等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」を主たる目的として、その作業の一部として行われる事故由来廃棄物等の破碎、選別等の作業は「事故由来廃棄物等処分業務」には含まれず、それぞれ「土壌等の除染等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」として除染電離則の適用を受ける。

イ 事故由来廃棄物等の処分を主たる目的として、その作業の一部として行われる事故由来廃棄物等の収集、運搬、保管は、除染電離則の適用を受けず、「事故由来廃棄物等処分業務」に含まれる。

2 管理区域の設定及び被ばく線量管理の方法

(1) 電離則の規定等

ア 管理区域

- ① 外部放射線及び空気中の放射性物質による実効線量の合計が3月につき1.3mSv(年5mSv相当)を超えるおそれのある区域又は放射性物質の表面密度が表面汚染限度の10分の1(4Bq/cm²(α 線核種以外))を超えるおそれのある区域を管理区域に設定する。(3条)

イ 被ばく線量限度

- ① 被ばく限度は、5年100mSvかつ年50mSvを超えないこと(男性)。

ウ 被ばく線量測定

- ① 管理区域内で放射線業務を行う労働者について、外部被ばく線量の測定は個人線量計により、日々測定すること、内部被ばくについては、管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者を対象に、3月に1回測定する。(8条)

(2) 検討会でのコメント等

ア 受入施設等については、従来の管理区域のように屋内だけを管理区域にするのは困難ではないか。(杉浦委員)

イ 内部被ばく線量の測定は、管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者の全員を対象とすることで問題ないが、ホールボディカウンター(WBC)を十分確保することに留意すべき。(杉浦委員)

【骨子案】

1 基本原則

処分事業者は、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める。

(注) 処分事業者は、除染特別地域等において処分場を設置する場合は、作業従事者の被ばく線量の低減の観点から、あらかじめ、処分場周辺の除染等を実施し、可能な限り被ばく線量の低減を図った上で労働者を作業に就かせる必要がある。

2 管理区域の明示等

(1) 処分事業者は、次の基準のいずれかに該当する区域(以下「管理区域」という。)を標識によって明示する。

ア 外部放射線による実効線量と空気中放射性物質による実効線量との合計が3月間につき1.3mSvを超えるおそれのある区域

イ 放射性物質の表面密度が表面汚染限度の10分の1(4Bq/cm²)を超えるおそれのある区域

(2) 処分事業者は、必要のある者以外の者を管理区域に立ち入らせない。

(注) 外部放射線による実効線量には、事故由来廃棄物等以外の環境からの外部放射線によるものを含める。

(注) 表面汚染については、事故由来放射性物質ではあるが、処分施設が屋内やピットなど、管理された状況であることを前提として、従来通りの基準（4 Bq/cm²）とする。

(注) 管理区域の設定方法の詳細については、電離則第3条の規定及び関連通達（平成13年3月30日付け基発第253号）に定めるところによる。

3 線量の測定

(1) 処分事業者は、管理区域において事故由来廃棄物等取扱業務を行う者（以下「廃棄物等取扱業務従事者」という。）の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定する。

ア 外部被ばくの測定は、電離則に定めるところにより、放射線測定器を装着して行う。

イ 内部被ばくの測定は、管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者を対象に、3月以内ごとに1回、電離則で定める方法により測定する。

(2) 外部被ばく測定は、以下の部位に放射線測定器を装着して行う。

ア 男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性は胸部、その他の女性にあっては腹部

イ 最も多く放射線にさらされるおそれのある部位

(3) 内部被ばく測定は、電離則で定める方法で行う。（基本的にホールボディカウンター(WBC)により実施する。

(注) その他の詳細については、電離則第8条及び第9条の規定と同様とする。

(注) 管理区域内での被ばくの評価に当たっては、事故由来廃棄物等からの被ばくとそれ以外からの被ばくを区別せずに合算する。

(注) 事故由来放射性物質は、Cs-134 及び Cs-137 からの被ばくが支配的であり、また、ビーム状の放射線源もないため、原則として(2)アで定める場所に個人用線量計を装着すれば足りるが、廃棄物等から Cs-134 及び Cs-137 を除去する処理を行った場合は、その処理済み廃液等を取り扱う場合は、β線による被ばくが支配的になる可能性があるため、リングバッジ等を手に装着する必要がある。

(注) 処分場の設置者は、内部被ばく測定対象者に応じたWBCの確保に留意する必要がある。

4 被ばく線量限度

(1) 処分事業者は、廃棄物等取扱業務従事者の受ける実効線量の合計が、次に掲げる限度を超えないようにする。

ア 男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性は、5年間に付き100mSv、かつ、1年間に50mSv。

イ 女性（妊娠する可能性がないと診断されたものおよびウのものを除く。）は、3月間に付き5mSvとする。

ウ 妊娠と診断された女性は、妊娠中に内部被ばくによる実効線量が1mSv、腹部表面に受ける等価線量が2mSv。

(注) 詳細については、電離則第8条及び第9条の規定と同様とする。等価線量限度、緊急作業時における被ばく限度については、電離則第5条、第7条と同様とする。

(注) 放射線業務、除染等業務、特定線量下業務における被ばく線量も合算して被ばく線量限度を超えないように管理する。

5 線量の測定結果の記録等

(1) 処分事業者は、4の測定の結果に基づき、次に掲げる労働者の被ばく線量を電離則に定める方法で算定し、これを記録し、これを30年間保存する。ただし、当該記録を5年間保存した後において厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すとき、又は労働者が退職した場合で当該労働者の記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときはこの限りでない。

ア 男性又は医学的に妊娠可能性がない女性の実効線量の3月ごと、1年ごと、及び5年ごとの合計(5年間において、実効線量が1年間につき20mSvを超えたことのない者にあつては、3月ごと及び1年ごとの合計)

イ 医学的に妊娠可能な女性の実効線量の1月ごと、3月ごと及び1年ごとの合計(1月間受ける実効線量が1.7mSvを超えるおそれのないものにあつては、3月ごと及び1年ごとの合計)

ウ 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の1月ごと及び妊娠中の合計

(2) 処分事業者は、(1)の記録を、遅滞なく労働者に通知する。

(3) 処分事業者は、その事業を廃止しようとするときには、(1)の記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡す。

(4) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務に従事した労働者が離職するとき又はその事業を廃止しようとするときに、(1)の記録の写しを労働者に交付する。

(注) 詳細については、(4)を除き、電離則第9条の規定と同様とする。

<要検討>

(4)の規定は、除染等の作業では、労働者の離職が多いことを踏まえて規定したが、廃棄物処理施設についても同様の規定が必要かどうか要検討。

3 施設等における線量等の限度

(1) 電離則での規定等

ア 施設等における線量等の限度

- ① 放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、保管廃棄施設等について、遮蔽、局所排気設備、密閉設備等を設け、労働者が常時立ち入る場所の外部線量及び空気中の放射性物質による実効線量の合計が1週間につき1 mSv を超えないようにする。(3条の2)

イ 施設等における表面汚染の限度

- ① 放射性物質取扱作業室の天井、床、壁、設備等を1月以内ごとに検査し、汚染があった場合、表面汚染限度(40Bq/cm²)以下になるまで汚染を除去する。(29条)

ウ 作業室等以外の空気中の放射性物質の濃度

- ① 放射性物質取扱作業室及び核燃料物質を採掘する坑内を除く事業場内の週平均濃度の3月ごとの平均を空気中濃度限度の10分の1以下にする。(25条)

エ 作業室等以外で放射性物質がこぼれた場合の措置

- ① 放射性物質がこぼれた場合、汚染拡大措置を講じ、汚染区域を明示した上で、表面汚染限度の10分の1(4Bq/cm²)以下になるまで汚染を除去する。(28条)

オ 作業室等の作業環境測定

- ① 管理区域、放射性物質取扱作業室等は、作業環境測定を行う。(53条)
- ② 管理区域は、1月に1回、線量当量率等の測定を行う。(54条)
- ③ 放射性物質取扱作業室等では、空気中の放射性物質の濃度を1月に1回測定する。(55条)

(2) 焼却施設等での粉じん濃度、焼却灰の放射能濃度等

ア 中間処理施設、焼却施設における粉じんの濃度は、最も高いもので15mg/m³程度。(資料6参照)また、焼却前の廃棄物の放射能濃度は、最大で10万Bq/kg程度、焼却後で最大200万Bq/kg程度(資料3参照)。よって、最大の粉じん濃度に最大の放射能濃度を乗じた場合、30Bq/m³程度となる。

イ 電離則別表第1に定める空気中の放射能濃度限度は、Cs-134で 2×10^3 Bq/m³、Cs-137で 3×10^3 Bq/m³である。

ウ 外部線量については、放射能濃度のみならず、量(Bq)にも依存するため、施設の規模が不明な現段階では、試算を行うことは困難。

(3) 表面汚染限度について

ア 200万Bq/kgの放射性廃棄物が1m²あたり、200g付着していれば、表面汚染限度40Bq/cm²(40万Bq/m²)を超えることになる。

(4) 検討会でのコメント等

- ア タイベックは暑熱環境では長時間使用できない。作業環境管理が第一で、やむを得ない場合に防護服での防護、という考え方が重要。(鈴木委員)
- イ 一律の規制にならない方が良い。粉じんばく露の可能性のある作業は限られているし、外部被ばくは扱う廃棄物の量と放射能濃度によって異なる。焼却施設の規模にもよる。(大迫委員)

【骨子案】

1 施設等における線量等の限度

- (1) 密封されていない事故由来廃棄物等を取り扱う作業を行う専用の施設(以下「事故由来廃棄物等取扱施設」という。)、貯蔵施設及び事故由来廃棄物を埋め立てる施設(「以下「埋立施設」という。)」について、遮蔽、局所排気設備、密閉設備等を設け、労働者が常時立ち入る場所の外部線量及び空気中の放射性物質による実効線量の合計が1週間に付き1mSvを超えないようにする。

(注) 1週間に付き1mSvを超えないようにするためには、空気中の放射性物質の濃度は、空气中濃度限度(年50mSv相当)以下とする必要がある。

(注) 線量等の限度は、労働者が常時立ち入る場所について規定する。焼却炉、破碎・選別・圧縮・濃縮等を行う機械の内部にメンテナンス時に立ち入る場合には、線量等の限度は適用されない。

2 施設等における表面汚染の限度

- (1) 事故由来廃棄物等取扱施設の天井、床、壁、設備等を1月以内ごとに検査し、汚染があった場合、表面汚染限度(40Bq/cm²)以下になるまで汚染を除去する。

3 事故由来廃棄物等取扱施設等以外の空気中の放射性物質の濃度

- (1) 事故由来廃棄物等取扱作業室、放射性物質取扱作業室及び核燃料物質を採掘する坑内を除く事業場内の週平均濃度の3月ごとの平均を空气中濃度限度の10分の1(年5mSv相当)以下にする。

4 事故由来廃棄物等取扱施設等以外で放射性物質がこぼれた場合の措置

- (1) 事故由来廃棄物等が事故由来廃棄物等取扱施設等以外でこぼれた場合、汚染拡大措置を講じ、汚染区域を明示した上で、表面汚染限度の10分の1(4Bq/cm²)以下になるまで汚染を除去する。
- (2) ただし、除染特別地域等内に設置された処分場の屋外において、事故由来放射性物質による汚染により表面汚染がすでに4Bq/cm²を超えている場所については、事故由来廃棄物等取扱施設等がこぼれる前の表面密度(バックグラウンド)まで汚染を除去するとともに、作業後に汚染検査を実施する。

<要検討>

- ・ 除染特別地域等に処分場を設置する場合、事故由来廃棄物等取扱施設以外の表面汚染限度は、事故由来放射性物質の支配核種が放射性 Cs であることに鑑み、除染電離則の汚染検査基準が 40Bq/cm² であることとの整合性を図る必要があるか。(資料 4-1 参照)

5 作業環境測定等

- (1) 管理区域、事故由来廃棄物等取扱施設は、以下の項目について1月に1回、作業環境測定を実施し、その記録を5年間保存するとともに、その結果を見やすい場所に掲示する。

ア 管理区域:線量当量率又は線量当量

イ 事故由来廃棄物等取扱施設:空気中の放射性物質の濃度

(注) 管理区域の線量当量率又は線量当量の測定は、従来の作業環境測定基準第7条から第8条及び関連通達（平成13年3月30日付け基発第253号で定める方法）による。

(注) 空気中の放射性物質の濃度測定については、従来の作業環境測定基準第9条及び関連通達（平成13年3月30日付け基発第253号で定める方法）で定める方法に加えて簡易な方法を検討する。

4 汚染の防止のための設備等の要件

(1) 電離則の規定

ア 放射性物質取扱作業室

- ① 非密封の放射性物質を取り扱う作業を行う場合、専用の作業室を設けてその中で作業を行う。(22 条)
- ② 放射性物質取扱作業室の壁、床その他汚染のおそれのある部分については、浸透しにくく、表面が平滑であり、隙間が少ないなど、除染しやすい構造でなければならない。(23 条)
- ③ 放射性物質の飛沫又は粉末が飛来するおそれがあるときは、労働者の身体等に付着しないよう、原則として、板、幕等の設備を設ける。(26 条)
- ④ 放射性物質取扱作業室からの排気または廃液を導き、貯めておき、また浄化するときは、排気・廃液がもれるおそれのない構造とし、腐食・浸透しにくい材料を用いる。(34 条)

イ 貯蔵施設

- ① 放射性物質又は表面汚染限度($40\text{Bq}/\text{cm}^2$)の 10 分の1を超えて汚染されているもの(汚染物)を貯蔵するときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉等を閉鎖するための設備、標識等を設ける。(33 条)

ウ 焼却炉

- ① 放射性物質又は汚染物を焼却するときは、気体がもれるおそれがなく、かつ、灰が飛散するおそれのない構造でなければならない。(35 条)

エ 保管廃棄施設

- ① 放射性物質又は汚染物を保管廃棄するときは、外部と区画された構造かつ扉等を閉鎖するための設備等を設ける。(36 条)

(2) 検討会でのコメント等

ア 廃棄物の受入れ施設については、トラックや車両系建設機械が出入りするので、床材の材質の規制は、除染しやすさのみならず、耐久性について配慮してほしい。(環境省)

イ 廃棄物の受入れ設備については、コンクリート打ち放しであると、汚染が染みついてしまうので、表面をはつるということが必要になる。ただし、汚染の広がりを防止するという観点では、染みついた汚染は汚染拡大にはなりにくい。なお、表面がざらざらしているとスミア濾紙法による表面汚染検査が困難となる。(杉浦委員)

ウ 主灰と飛灰の放射能濃度はほとんど変わらないので、主灰を扱う場合の防護措置も重要である。(門馬委員)

エ 作業環境測定では、壁面のうち2面まで開放されていても、屋内扱いとなる。(松村委員)

オ 除染廃棄物等の場合は、土壌が膨大な量になるので、施設も広大なものになり、また、天井等がないオープンな状況で廃棄物等を取り扱うこともあり

得る。(環境省)

- カ 除染で発生した土壌等については、谷地形に埋め立てる等も検討されており、埋立ての跡地利用等の観点から容器を使用しない方がよいとの意見もある。容器を使用しない場合も想定しておく必要がある。(環境省)

【骨子案】

1 処分場の境界の柵等の設置

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等の処分の事業を行う場所に関係者以外の者が立ち入ることを禁止するため、標識により明示するとともに、囲い等を設ける。

2 事故由来廃棄物等取扱施設

- (1) 処分事業者は、密封されていない事故由来廃棄物等を取り扱う作業を行うときは、専用の施設(以下「事故由来廃棄物等取扱施設」という。)を設け、その施設で作業を行う。

- (2) 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の内側の天井、壁、床、その他汚染のおそれのある部分については、以下に定めるところに適合するものとする。

ア 気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で作られていること

イ 表面が平滑に仕上げられていること

ウ 突起、くぼみ及びすきまの少ない構造であること

- (3) 処分事業者は、(2)に加え、取り扱う事故由来廃棄物等に応じ、取扱いによって発生する気体、液体が事故由来廃棄物等取扱場所の外にもれ出ることを防止するため、次に掲げる措置を講じる。

ア 放射性物質に汚染された液体が発生するおそれのある事故由来廃棄物等を取り扱うときは、液体がもれるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料を用いた施設において行うこと

イ 放射性物質に汚染された気体が発生するおそれがある事故由来廃棄物等を取り扱うときは、気体もれるおそれがない構造の施設において行うこと

ウ 放射性物質に汚染された粉じんが発生するおそれがある事故由来廃棄物等を取り扱うときは、粉じんの発散を防止する措置を講じること

- (4) 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の出入り口については、二重扉の設置等、汚染の拡大を防止するための措置を講じる。

- (5) 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の出入り口に、その旨を明記した標識を掲げるとともに、必要のある者以外の者を立ち入らせない。

(注) 汚染の除去が容易にできる材料、仕上げ及び構造については、トラックや車両系建設機械の乗り入れに対して耐久性があり、かつ、除染が容易にできるものについて規定する。

(注) 中間処理施設、焼却施設における粉じんの濃度は、最も高いもので 15mg/m³ 程度であり、焼却前の廃棄物の放射能濃度は、最も高いもので 15mg/m³ 程度であり(第2回資料7参照)、焼却前の廃棄物の放射能濃度は、最大で 10 万 Bq/kg 程度、焼却後で最大 200 万 Bq/kg 程度であり(第2回資料3参照)、最大の粉じん濃度に

最大の放射能濃度を乗じた場合、30Bq/m³ 程度となる。一方、電離則別表第 1 に定める空気中の放射能濃度限度は、Cs-134 で 2,000Bq/m³、Cs-137 で 3,000Bq/m³ である。このため、粉じんについては、厳密な密閉構造でなくても、施設外での空気中放射性濃度限度の 10 分の 1 を担保することは可能と見込まれる。このため、粉じんの発生を防止する措置には、施設の密閉化以外にも、天井、壁等の隙間が少ない構造とした上で局所排気装置（集塵機）の設置することが含まれる。

（注）事故由来廃棄物等取扱施設は、トラック等が入退出するため、開口部が大きい。このため、二重扉を設けるとともに、その中で汚染検査を実施することにより、施設近辺の汚染拡大防止を図る必要がある。なお、二重扉は、建築物である必要はなく、仮設テント等によるものでも差し支えない。

3 事故由来廃棄物等の破碎、選別、圧縮、濃縮等を行う設備

(1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等を破碎、選別、圧縮、濃縮等を行う機械（以下「破碎等設備」という。）については、取り扱う事故由来廃棄物等に応じ、次に定めるところに適合するものとする。

ア 放射性物質に汚染された液体が発生するおそれのある事故由来廃棄物等を取り扱うときは、液体がもれるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料を用いた破碎等設備において行うこと

イ 放射性物質に汚染された粉じん又は気体が発生するおそれがある事故由来廃棄物等を取り扱うときは、粉じんが発散するおそれがなく、気体がもれるおそれがない構造の破碎等設備において行うこと

(2) 処分事業者は、破碎等設備の外側の見やすい場所に、その旨を明記した標識を掲げる。

（注）「破碎等設備」には、付属する配管等も含まれる。

（注）「粉じん又は気体がもれるおそれない」とは、入排気系統以外の部分から粉じん又は気体がもれないことを要求する趣旨であり、「液体がもれるおそれのない構造」については、入排水系統以外の部分から液体がもれないことを要求する趣旨である。

4 焼却炉

(1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等を焼却するときは、気体がもれるおそれがなく、かつ、灰が飛散するおそれのない構造の焼却炉において行う。

(2) 処分事業者は、焼却炉の外側の見やすい場所に、その旨を明記した標識を掲げる。

（注）「焼却炉」には、付属する配管等も含まれる。

（注）「気体がもれるおそれない」とは、入排気系統以外の部分から汚染気体がもれないことを要求する趣旨である。

5 事故由来廃棄物等の埋め立てを行う施設

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等を埋め立てるときは、外部から区画された構造であり、かつ、扉、ふた等の外部に通ずる部分に、カギその他の閉鎖のための設備又は器具を設けた施設(以下「埋立施設」という。)において行う。
- (2) 処分事業者は、密封されていない事故由来廃棄物等を埋め立てるときは、事故由来廃棄物等取扱施設に該当し、2に定める要件を満たしつつ埋め立てを実施する。
- (3) 処分事業者は、施設の外側に標識を設置するとともに関係者以外の立ち入りを禁止するため、囲い等を設ける。

(注) 除去土壌等の中間貯蔵については、埋立方式による場合は、埋め立てに含まれる。

その他の貯蔵方法をとる場合は、貯蔵の規定で担保する。

(注) 保管、貯蔵時に容器を使用しない場合は、外部放射線を遮蔽するため、若しくは汚染の広がりを防止するための有効な措置を講じることを別途規定。

<要検討>

除染等作業における粉じんの濃度は、最も高いもので 15mg/m³ 程度であり(第2回資料7参照)、焼却前の廃棄物の放射能濃度は、最大で 10 万 Bq/kg 程度、焼却後で最大 200 万 Bq/kg 程度であり(第2回資料3参照)、最大の粉じん濃度に最大の放射能濃度を乗じた場合、30Bq/m³ 程度となる。一方、電離則別表第1に定める空気中の放射能濃度限度は、Cs-134 で 2,000Bq/m³、Cs-137 で 3,000Bq/m³ である。非密封の除去土壌等を埋め立てる場合で、施設外での空気中放射性濃度限度の 10 分の 1 を担保するためには、厳密な密封を要求する必要はなく、天井及壁面を有する場所において埋め立てを行い、その後、汚染されていない覆土等を行うことで粉じんの発生を抑制することが想定される。

この場合、床面に当たるコンクリートピットや、遮水シート等についての規定が必要となる。

6 貯蔵施設

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等を貯蔵するときは、外部から区画された構造であり、かつ、扉、ふた等の外部に通ずる部分に、カギその他の閉鎖のための設備において行う。
- (2) 処分事業者は、貯蔵施設の外側の見やすいところにその旨を明記した標識を掲げる。

7 排気又は廃液の施設

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設等からの排気又は廃液を導き、貯めておき、また浄化するときは、排気・廃液がもれるおそれない構造とし、腐食・浸透しにくい材料を用いる。

(注) 事故由来廃棄物等取扱施設等の「等」には、局所廃棄装置等を設置した破碎等設備、焼却炉、貯蔵施設、埋め立て施設が含まれる。

(注) 排気設備には、局所排気装置、集塵機(バグフィルター)及びその配管が含まれ

る。

8 ベルトコンベア等

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設等から、密封されていない事故由来廃棄物等をベルトコンベア等で運搬するときは、覆いを設ける等により、運搬する事故由来廃棄物等に応じ、粉じんが飛散するおそれがなく又は気体若しくは廃液がもれるおそれない構造であり、腐食・浸透しにくい材料を用いたものとする。

(注) 事故由来廃棄物等取扱施設等の「等」には、局所廃棄装置等を設置した破碎等設備、焼却炉、貯蔵施設、埋め立て施設が含まれる。

5 汚染の防止のための措置

(1) 電離則の規定

ア 容器

- ① 放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、もしくは廃棄のために一時ためて置くときは、原則として容器を用いる。(37 条)

イ 汚染検査

- ① 放射性物質取扱作業室の出口に汚染検査場所を設け、汚染を検査し、汚染限度の 10 分の1 ($4\text{Bq}/\text{cm}^2$) を超えて汚染されている場合は、限度以下になるまで汚染を除去する。(31 条)
- ② 放射性物質取扱作業室から持ち出す物品を汚染検査し、汚染限度の 10 分の1 ($4\text{Bq}/\text{cm}^2$) を超えて汚染されている場合は、限度以下になるまで汚染を除去する。(32 条)
- ③ 保護具又は作業衣、汚染の除去又は清掃に用いた用具が表面汚染限度の 10 分の1 ($4\text{Bq}/\text{cm}^2$) を超えるものは使用させない。(30 条、41 条)

ウ 放射性物質取扱用具

- ① 放射性物質の取扱に使用するピンセット等の用具への表示、専用保管場所の確保(27 条)

エ 保護具等

- ① 放射性物質がこぼれた区域での作業又は緊急作業で、空气中放射性物質濃度限度 10 分の1 (年間 5mSv 相当) を超える空気を吸入するおそれのある場合、有効な呼吸用保護具を備え、労働者に使用させる。(38 条)
- ② 表面汚染限度の 10 分の1 ($4\text{Bq}/\text{cm}^2$) を超えるおそれのある作業に、保護衣、手袋又は履物を備え、労働者に使用させる。(39 条)
- ③ 放射線取扱作業室で作業する場合、専用の作業衣を備え、労働者に使用させる。(40 条)

オ 喫煙等の禁止

- ① 放射性物質取扱作業室その他放射性物質を吸入又は経口摂取するおそれのある作業で、喫煙、飲食を禁止する。(41 条の2)

(2) 検討会でのコメント等

- ア 作業者の出入り管理(汚染検査)については、従来の管理区域の管理は難しいと思われるので、工夫が必要。(杉浦委員)
- ア 現在の管理区域は、作業員の出入りを厳重に管理して汚染管理しているが、管理区域外の環境が汚染しているのであれば、厳しい管理は必要ない。(杉浦委員)
- イ マスクも、通常のマスクとエアラインマスクでは防護係数が大きく違う。ただし、エアラインマスクを使うためには、設備が必要になる。(松村委員)

- ウ 可燃性の廃棄物の焼却作業については、ダイオキシンと放射性 Cs の両方を考慮する必要がある。(松村委員)
- エ 焼却炉や中間処理施設は、年間3週間～1ヶ月程度を維持管理期間に当て、その間は運転を停止してメンテナンスを行っている。一日あたりの労働時間は8時間程度。(鈴木委員)
- オ 保護衣だけで完全に汚染を防止することはできない。作業後の汚染検査と除染を含めた汚染管理を考えるべき。(松村委員)
- カ 汚染拡大防止は必要だが、汚染エリアをどのように規定するかが問題。敷地境界を汚染エリアの境界とする考え方もある。(杉浦委員)
- キ 汚染エリアの設定に当たっては、容器にいれたままで処理が可能な場合と手作業が必要な場合とをわけて考える必要がある。(名古屋委員)
- ク マスクの防護レベルについては、ダイオキシンの場合は、炉の近くは蒸気に対応できるもの、炉から離れた場合はダストに対応できるという区別をしている。廃棄物等の場合はダストでよいのではないか。(松村委員)

【骨子案】

1 容器

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等を保管し、貯蔵し、運搬し、又は埋め立てるときは、容器を用いる。
- (2) ただし、容器に入れることが著しく困難なものについて、外部放射線を遮蔽するため若しくは汚染の広がりを防止するための有効な措置を講じたとき、事故由来廃棄物等取扱施設内において取り扱うとき又は汚染拡大防止措置が講じられたベルトコンベア等で運搬されるときはこの限りでない。

(注) 容器の構造等については、電離則第 37 条の規定と同様とする。

(注) 「汚染の広がりを防止するための有効な措置」には、ビニールシートによる梱包等の措置が含まれる。

(注) 容器を用いない非密封の状態で事故由来廃棄物等を埋め立てる際は、事故由来廃棄物等取扱施設において、埋め立て作業を行う。

2 汚染検査

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の出口(二重の間等)に汚染検査場所を設け、事故由来廃棄物等取扱施設において作業に従事させた労働者が施設から退出するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査する。
- (2) この検査において、表面汚染限度の 10 分の1 (4Bq/cm²)を超えて汚染されていると認められるときは、次の措置を講じなければ、その労働者を退去させない。
 - ア 身体が汚染されているときは、汚染限度以下になるように洗身等をさせること
 - イ 装具が汚染されているときは、その装具を脱がせ、又は取り外させること
- (3) 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の出口(二重扉の間等)汚染検査場所を設け、作業場所から持ち出す物品について、持ち出しの際に、その汚染の状況を検査する。ただし、容器に入れる等汚染拡大防止の措置を講じた上で、他の

特定汚染土壌等取扱業務の作業場所等に運搬する場合は、その限りではない。

- (4) この検査において、当該物品が表面汚染限度の 10 分の 1 (4Bq/cm²)を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、容器に入れる等汚染拡大防止の措置を講じた上で、汚染除去施設、事故由来廃棄物等を処分するための施設まで運搬するときはその限りではない。

(注) 車両の汚染検査場所については、仮設テント等による二重扉を設置し、その中で検査を行うことを想定。

<要検討>

除染特別地域等に設置された処分場での表面汚染に係る汚染限度は、事故由来放射性物質の支配核種が放射性 Cs であることに鑑み、除染電離則の汚染限度と同様の 40Bq/cm² とすべきか。

3 放射性物質取扱用具

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等の取扱に使用する工具等にその旨を表示するとともに、他の用途に用いない。また、汚染を容易に除去することができる構造及び材料の用具かけ、置台等に保管する。

4 保護具等

(1) 呼吸用保護具

ア 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設、事故由来廃棄物等がこぼれた区域若しくは施設の維持管理のために立ち入る焼却炉等の内部等での作業又は緊急作業で、空气中放射性物質濃度限度の 10 分の 1 (年間 5mSv 相当) を超える空気を吸入するおそれのある場合、有効な呼吸用保護具を備え、労働者に使用させる。

イ 有効な呼吸用保護具は、以下の基準に基づいて選択する。

	放射能濃度 ●Bq/kg 以下	放射能濃度 ●Bq/kg 超 ●Bq/kg 以下	放射能濃度 ●Bq/kg 超
粉じん濃度 ●mg/m ³ 超	捕集効率●%以上	捕集効率●%以上	捕集効率●%以上
粉じん濃度 ●mg/m ³ 以下	捕集効率●%以上	捕集効率●%以上	捕集効率●%以上

(注) マスクの捕集効率は、99.9%以上、95%以上、80%以上の 3 種類。

(注) 気体状の放射性物質を扱う場合は、チャコールフィルタの着用が必要。

<要検討>

除染電離則では、内部被ばく測定を受検者を限定していたことから、内部被ばくが 1mSv/年を超えることのないように呼吸用保護具の基準を設定して

いた。(資料 4-2 参照。) 一方、電離則では、3 月に 1 度(妊娠中は月に 1 度)の内部被ばく測定を行うことから、5mSv/年をマスク着用の基準としている(捕集効率 99.9%のマスクを一律で使用)。一律の基準は望ましくないこと、また、濃度の変動リスクを考慮して、マスク着用基準をどう考えるか。(資料 5-1 参照)

(2) 保護衣等

ア 処分事業者は、表面汚染限度の 10 分の 1 (4Bq/cm²)を超えるおそれのある作業に、保護衣、手袋又は履物を備え、労働者に使用させる。

イ 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設で作業する場合、専用の作業衣を備え、労働者に使用させる。

ウ 保護衣等は、以下の基準に基づいて選択する。

	放射能濃度 ●Bq/kg 以下	放射能濃度 ●Bq/kg 超 ●Bq/kg 以下	放射能濃度 ●Bq/kg 超
粉じん濃度 ●mg/m ³ 超	レベル別の保護衣等		
粉じん濃度 ●mg/m ³ 以下			

<要検討>

保護具のレベルは、除染電離則では、以下の 3 段階となっているが、それによいか(資料 5-2 参照)。

保護衣等のレベル
タイベックスーツ、ゴム手袋(綿手袋と二重)、ゴム長靴
長袖の衣服、ゴム手袋(綿手袋と二重)、ゴム長靴
長袖の衣服、綿手袋、ゴム長靴

(3) 処分事業者は、労働者に使用させる保護具又は保護衣等が汚染限度を超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ、洗浄等により、汚染限度以下となるまで汚染を除去しなければ、労働者に使用させない。

5 喫煙等の禁止

ア 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設その他放射性物質を吸入又は経口摂取するおそれのある作業で、喫煙、飲食を禁止するとともに、その旨を見やすい場所に掲示する。労働者は飲食及び喫煙を行わない。

6 作業の管理等

(1) 電離則の規定

ア 加工施設等における作業規程

- ① 加工施設等の管理区域内において核燃料物質又は使用済み燃料等を取り扱う作業を行うときは、これらの作業に関して以下の事項について規程を定め、これにより作業を行うとともに、労働者に周知。(41条の3)

- 加工施設等に係る設備の操作
- 安全装置及び自動警報装置の調整
- 核燃料物質による偶発的な臨界を防止するための措置
- 外部放射線及び空気中の放射性物質の監視に関する措置
- 設備等の汚染の状況の検査及び汚染の除去に関する措置
- 異常事態の応急の措置
- その他必要な措置

イ 原子炉施設における作業規程

- ① 原子炉施設の管理区域において核燃料物質又は使用済み燃料等を取り扱う作業を行うときは、これらの作業に関して以下の事項について規程を定め、これにより作業を行うとともに、労働者に周知。(41条の4)

- 作業の方法及び順序
- 安全装置及び自動警報装置の調整
- 核燃料物質による偶発的な臨界を防止するための措置
- 外部放射線及び空気中の放射性物質の監視に関する措置
- 設備等の汚染の状況の検査及び汚染の除去に関する措置
- 異常事態の応急の措置

その他必要な措置

【骨子案】

1 廃棄物等処分業務における作業規程

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務を行うときは、これらの作業に関して以下の事項について規程を定め、これにより作業を行うとともに、関係労働者に周知する。

ア 事故由来廃棄物等取扱施設、破砕等設備、焼却炉、貯蔵施設、埋立施設、排気・廃液施設、ベルトコンベア等に係る設備の操作

イ 安全装置及び自動警報装置の調整

ウ 作業の方法及び順序

エ 外部放射線及び空気中の放射性物質の監視に関する措置

オ 天井、床、壁、設備等の汚染の状況の検査及び汚染の除去に関する措置

カ 異常事態の応急の措置

キ その他必要な措置

7 緊急措置

(1) 電離則の規定

ア 事故時の待避等

- ① 放射性物質が大量に漏れ、こぼれるなどの事故が発生したときで、それによって受ける実効線量が 15mSv を超えるおそれのある区域を、緊急作業従事者を除いて立入禁止にし、表示をするとともに、監督署に報告する。(42 条、43 条)
- ② 事故が発生したときは、実効線量等及び事故の状況等を記録し、5年間保存する。(45 条)

イ 医師の診察等

- ① 事故発生区域内にいた者、被ばく限度を超えた者、放射性物質を誤って吸入又は経口摂取した者等が発生したときには、医師の診察又は処置を受けさせるとともに、監督署に報告する。(44 条)

(2) 検討会でのコメント等

- ア 誤って吸入又は経口摂取した場合の医師の診察については、健康上有意な被ばくがあった場合に限定すべき。(杉浦委員)

【骨子案】

1 事故時の待避等

- (1) 処分事業者は、次のいずれかに該当する事故が発生したときは、それによって受ける実効線量が 15mSv を超えるおそれのある区域を表示し、緊急作業従事者を除いて立入禁止するとともに、その旨を労働基準監督署に報告する。
 - ア 遮蔽物が破損した場合、
 - イ 局所廃棄装置又は発散源を密閉する設備が故障、破損等によりその機能を失った場合、
 - ウ 放射性物質が大量に漏れ、こぼれ、又は散逸した場合、
 - エ その他不測の自体が生じた場合
- (2) 処分事業者は、(1)の事故が発生したときは、事故による実効線量等及び事故の状況等を記録し、5年間保存する。

2 医師の診察等

- (1) 除染事業者は、作業者が次のいずれかに該当する場合、速やかに医師の診察又は処置を受けさせるとともに、その旨を労働基準監督署に報告する。
 - ア 1(1)の事故発生区域内にいた者
 - イ 被ばく限度を超えた者
 - ウ 放射性物質を誤って吸入又は経口摂取した者

(注) ウについては、事故等で事故由来廃棄物等に埋まった場合、大量の事故由来廃棄物等やそれに汚染されたものが口に入った場合等、一定程度の内部被ばくが見込まれるものに限る。

8 労働者に対する教育

(1) 電離則の規定

ア 加工施設等での核燃料物質等取扱業務に係る特別の教育(52条の6)

- ① 核燃料物質等又は汚染された物に関する知識(学科1時間)
- ② 加工施設等における作業の方法に関する知識(学科1時間 30分)
- ③ 加工施設等の設備の構造・及び取扱の方法に関する知識(学科1時間 30分)
- ④ 電離放射線の生体に与える影響(学科 30分)
- ⑤ 関係法令(学科1時間)
- ⑥ 加工施設等における作業の方法及び設備の取扱(実技2時間)

イ 原子炉施設での核燃料物質等取扱業務に係る特別の教育(52条の7)

- ① 核燃料物質等又は汚染された物に関する知識(学科1時間)
- ② 原子炉施設における作業の方法に関する知識(学科1時間 30分)
- ③ 原子炉施設の設備の構造及び取扱の方法に関する知識(学科1時間 30分)
- ④ 電離放射線の生体に与える影響(学科 30分)
- ⑤ 関係法令(学科1時間)
- ⑥ 原子炉施設における作業の方法及び設備の取扱(実技2時間)

(2) 除染電離則の規定等

ア 除染等業務に係る特別の教育

- ① 電離放射線の生体影響及び放射線管理方法の知識(学科1時間)
- ② 除染等作業の方法の知識(学科1時間)
- ③ 除染等作業に使用する機械等の構造等の知識(学科1時間)
- ④ 関係法令(学科1時間)
- ⑤ 除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱(実技1時間 30分)

イ 特定線量下業務に係る特別の教育

- ① 電離放射線の生体影響及び放射線管理方法の知識(学科1時間)
- ② 放射線測定等の方法に関する知識(学科 30分)
- ③ 関係法令(学科1時間)

【骨子案】

1 労働者に対する特別の教育

(1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行う。

- ① 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量管理の方法の知識(学科●時間)
- ② 事故由来廃棄物等の処分の方法の知識(学科●時間)
- ③ 事故由来廃棄物等の処分で使用する機械・機器の構造及び取扱方法の知識(学科●時間)

④ 関係法令(学科●時間)

⑤ 事故由来廃棄物等の処分方法及び使用する機械等の取扱(実技●時間)

9 健康管理のための措置

(1) 電離則の規定等

ア 特殊健康診断(雇入時、定期)の実施

- ① 雇入時と定期(6月に1回)に実施。
- ② 被ばく線量が少ない場合に科目の省略が可能。

イ 一般健康診断(雇入時、定期)の実施

- ① 雇入時と定期(6月に1回)に実施。

ウ 健康診断結果についての事後措置

エ 記録等の引渡等

- ① 事業の廃止時に、健診記録の写しを従事者に引き渡すことを規定。

【骨子案】

1 健康診断

- (1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ時又は当該業務に配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
 - ① 被ばく歴の有無の調査及びその評価
 - ② 白血球数及び白血球百分率の検査
 - ③ 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
 - ④ 白内障に関する目の検査
 - ⑤ 皮膚の検査
- (2) (1)の規定にかかわらず、健康診断(定期に行われるもの)の前年の実効線量が5mSvを超えず、かつ、当年の実効線量が5mSvを超えるおそれのない者については、②から⑤の項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。
- (3) (2)による省略を行う場合は、6月に1回、一般健康診断と同じ項目の健康診断を実施する。
- (4) 処分事業者は、健康診断の結果に基づき、個人票を作成し、これを30年間保存する。ただし、当該記録を30年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときはこの限りではない。
- (5) 処分事業者は、その事業を廃止しようとするときには、健康診断の記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡す。
- (6) 処分事業者は、事故由来廃棄物等の処分の作業に従事した労働者が離職するときに、健康診断の記録の写しを労働者に交付する。
- (7) 健康診断の結果についての医師からの意見聴取(電離則と同様)
- (8) 健康診断結果の通知(電離則と同様)

<要検討>

(6)の規定は、除染等の作業では、労働者の離職が多いことを踏まえて規定したが、廃棄物処理施設についても同様の規定が必要かどうか要検討。

10 安全衛生管理体制等

(1) 除染ガイドラインでの規定

ア 元方事業者による安全衛生管理体制の確立

- ① 安全衛生統括者の選任、関係請負人の安全衛生管理者の選任
- ② 安全衛生協議組織の開催等、作業計画の作成への支援等

イ 元方事業者による被ばく状況の一元管理

- ① 放射線管理者の選任、汚染検査場所の設置
- ② 関係請負人の放射線管理担当者の支援等

ウ 除染等事業者における安全衛生管理体制

- ① 衛生管理者等の選任等

(2) 検討会でのコメント等

- ア 施設管理者が国や地方自治体の場合が多いと予想されるので、その観点からも検討が必要である。

【骨子案】

1 施設管理事業者(施設所有者)の実施事項

- (1) 関係事業者による協議会の設置
- (2) 設備の維持、補修のための設備管理
- (3) 通常の運転時で、施設管理者が元方事業者に当たる場合、関係請負人(委託業者等)の従事者を含めた安全衛生管理体制の確立のため、安全衛生統括者の選任、安全衛生協議組織の開催、一元的な被ばく管理を実施。

2 運転管理事業者(施設の運転管理の一部又は全部を委託された事業者等)、保守管理事業者(施設の保守管理の一部又は全部を委託された事業者)の実施事項

- (1) 通常運転時に運転管理者が元方事業者に当たる場合は、関係請負人(委託業者等)の従事者を含めた安全衛生管理体制の確立のため、安全衛生統括者の選任、安全衛生協議組織の開催、一元的な被ばく管理を実施する。
- (2) 定期点検・修理等の場合で、保守管理事業者が元方事業者に当たる場合は、安全衛生統括者の選任、安全衛生協議組織の開催、関係請負人を含めた一元的な被ばく管理を実施する。

3 事業者の実施事項

- (1) 労働安全衛生法第3章(安全衛生管理体制)(委任政省令を含む。)のうち、除染等の業務を行う事業者に適用される項目を明記する。
 - ア 安全管理者、衛生管理者 (安全衛生推進者)
 - イ 産業医等
 - ウ 安全委員会・衛生員会(安全衛生委員会)

11 その他

ア 他に盛り込むべき事項はないか。